

事業種別	茅ヶ崎市
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●職業相談：①就職・就労サポートコーナー、②個別キャリア形成相談、③夜間個別就職・就労相談（茅ヶ崎市勤労市民会館） ●職業紹介：茅ヶ崎市ふるさとハローワーク
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
○就職支援	●茅ヶ崎市勤労市民会館での就職活動支援講座の開催 ●就職活動基本講座 ●ちがさき合同就職説明会（市主催） ●ちがさき合同就職説明会＆面接会（市主催、ハローワーク藤沢共催） ●近隣市町との合同就職面接会（ハローワーク藤沢主催、近隣市町共催）
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
○起業創業支援 ○助成金	●「特定創業支援事業」を受け、証明書を交付された創業者に対する優遇措置：会社設立時の登録免許税の軽減、信用保証枠の拡充、信用保証枠の特例、公庫融資の新規開業資金の貸付利率の引き下げ ●経営・創業相談 ●湘南ビジネスコンテスト ●ちがさき創業支援セミナー
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
○農林水産業への就労支援	●非農家から新規に就農を希望する方への相談から手続き支援及び農地斡旋等 ●経営開始資金（経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して補助金を交付する事業） ●経営発展支援金（就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入等に対し補助金を交付する事業）
主管課	農業水産課
連絡先	0467-81-7145
○後継者育成支援・継業支援	●茅ヶ崎市事業承継相談
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
○その他独自の取組	●企業立地支援：茅ヶ崎市企業等立地等促進条例・ビルドアップ茅ヶ崎2nd ●茅ヶ崎市中小企業融資制度
主管課	産業観光課
連絡先	0467-81-7144
ウェブサイト	https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/index.html

事業種別	茅ヶ崎市
○空き家バンク	【空き家バンク】 茅ヶ崎市空き家バンク制度実施要綱（令和6年4月1日施行） 登録物件 賃貸：0件 売却：0件 （令和8年4月1日現在）
主管課	都市政策課
連絡先	0467-81-7181

事業種別	茅ヶ崎市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●小児医療費助成 医療機関で受診した際の自己負担額（保険適用分）を全額助成。所得制限なしで高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）が対象。 ●ひとり親家庭等医療費助成 原則18歳以下の子どもを育てているひとり親家庭が対象。所得制限有り
主管課	こども政策課
連絡先	0467-81-7169
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●子育て支援センター 妊娠中や子育て中の方の交流、子育てに関するイベント等を行う施設。市内4カ所に設置 ●ファミリーサポートセンター事業 子どもを預かる人（支援会員）と預けたい人（依頼会員）を事務局が結びつけ、子どもを一時的に預かる事業。 依頼会員が支援会員に支払う利用料の一部を市が助成（詳細は次のとおり）。 第3子以降あり、ひとり親世帯、生活保護世帯、非課税世帯：1時間あたり300円 上記以外の世帯：1時間あたり200円 助成上限：依頼会員1名につき10,000円／月 ●子育て短期支援事業 保護者が子どもを見ることができない際に、児童養護施設にて一時的に子どもを預かる事業。
主管課	こども政策課
連絡先	0467-81-7168

独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●【新生児聴覚検査費用の助成】 対象：茅ヶ崎市に住民票のある母が出産した子が実施した新生児聴覚検査費用の一部を助成 助成金額：AABR・ABR 3000円、OAE 1500円 ●【産後ケア事業】 対象：茅ヶ崎市に住民票がある産後1年未満のお母さんと赤ちゃん。 内容：産後の母子の健康管理、授乳指導、育児方法の指導、育児の相談、食事の提供（訪問型を除く）など 種類と回数：宿泊型（1泊2日・2泊3日）、通所型（3時間・5時間）、訪問型 利用回数上限 7回（利用回数上限内で種類・施設組み合わせ可） ※1回の利用あたり次の回数分利用回数上限から消費される。宿泊型1泊2日 2回分、宿泊型2泊3日 3回分、通所型（3時間・5時間） 1回分、訪問型 1回分 利用料（自己負担額）：宿泊型（1泊2日 7,000円）、3時間通所型 1,000円、5時間通所型 1,800円、訪問型1回900円 ※生活保護世帯、非課税世帯の方は利用料金の減免あり。 ●【産前・産後ヘルパー事業】 対象：(1) 産前に本事業を利用することができる者は、本市に住所を有する妊婦であって、心身の不調等により支援が必要な者。 (2) 産後に本事業を利用することができる者は、本市に住所を有する出産後6月未満（妊娠36週6日までに出産した場合は、修正月齢によるものとする。）の産婦であって、心身の不調等により支援が必要な者。 内容：妊娠中又は出産後に心身の不調等により家事及び育児を行うことが困難な者の身体的又は精神的な負担を軽減するために妊婦又は産婦の自宅に市が委託する事業者のヘルパーを訪問させ、家事及び育児の援助を行うもの。 利用時間・利用回数：1回2時間。1日につき2回を限度とする。 利用回数上限 産前 20回、産後（単胎） 20回、産後（多胎）40回とする。 利用料（自己負担額）：1回（2時間）につき1,500円 ※生活保護世帯、非課税世帯の方は利用料金の減免あり。
主管課	こども育成相談課
連絡先	0467-81-7171

事業種別	茅ヶ崎市
ウェブサイト	茅ヶ崎ライフスタイルWebマガジン「#ちがすき」 https://rarea.events/features/chigasuki